

5 所有林の作業道が被災されている方へ

今回の豪雨により、作業道が被災した場合（作業道の路体が崩壊したり、山側が崩壊するなど）、復旧に対する補助制度を利用できる場合があります。

最寄りの森林組合または、県民局森林企画課、地域事務所地域森林課にご相談ください。



【留意点】

- ・復旧に着手する前に、最寄りの森林組合または、県民局森林企画課、地域事務所地域森林課にご相談ください。
- ・間伐等の施業とセットでの実施が要件となる場合があります。

【補助事業制度】

- 森林環境保全整備事業
- おかやま元気な森づくり推進事業

【問合せ先】 県庁治山課、県民局森林企画課、地域事務所地域森林課

⇒ 問合せ先は、最終ページをご覧ください。